

第41号議案 品川区立創業支援施設条例の一部を改正する条例

1. 改正内容

(1) 事務室の一部廃止

武蔵小山創業支援センターの事務室の一部（601号室および602号室）を廃止し、新たに交流室（コワーキングスペース）を新設する。

(2) 交流室（コワーキングスペース）の新設

武蔵小山創業支援センター6階に交流室（コワーキングスペース）を設置し、新たなソフトサービス提供の場とする。

2. 改正理由

(1) 武蔵小山創業支援センターの機能強化の必要性

平成22年の開設以降、起業スクールやセミナー、ビジネスコンテスト、テストマーケティングイベントの実施等、自治体による創業支援施策としては、先進的な取り組みを実施してきたが、開設から10年を迎える近年は、施設の老朽化に加え、類似施設が出現するなど、利用者が減少傾向にあり、他施設との差別化や施設の機能強化の必要がある。

(2) ハード・ソフト両面からの施設の機能強化

武蔵小山創業支援センターの事務室の一部（601号室および602号室）を廃止し、交流室（コワーキングスペース）を設置することにより、新たなソフトサービス提供の場とすることで、ハード・ソフト両面から創業者の支援を一層推進する。

3. 交流室（コワーキングスペース）の概要

(1) 使用者の要件

商業・サービス業等の創業を予定する者、創業して概ね3年以内の事業者、新分野に進出しようとする中小企業者であること。

(2) 募集方法

公募。応募が募集を超える場合は、応募者を精査し、入居者の選定を行う。

(3) 使用期間

1か月を単位として、最長3年以内。原則は1年以内とし、1年を超えない範囲内で2回まで更新可能。

- (4) 定員
10名（交流室の使用可能人数は6人）
- (5) 月額使用料
5,000円（1人につき）
- (6) 交流室（コワーキングスペース）で利用できるサービス
専任コンサルタントによる事業計画・補助金申請書等の作成の補助、
試作品製作費等の費用補助、郵便受取代行等
- (7) 供用開始日
令和元年10月1日

4. 施行期日

令和元年10月1日

※この条例の施行の日以後の交流室の使用について必要な手続は、同日前においても行うことができる。

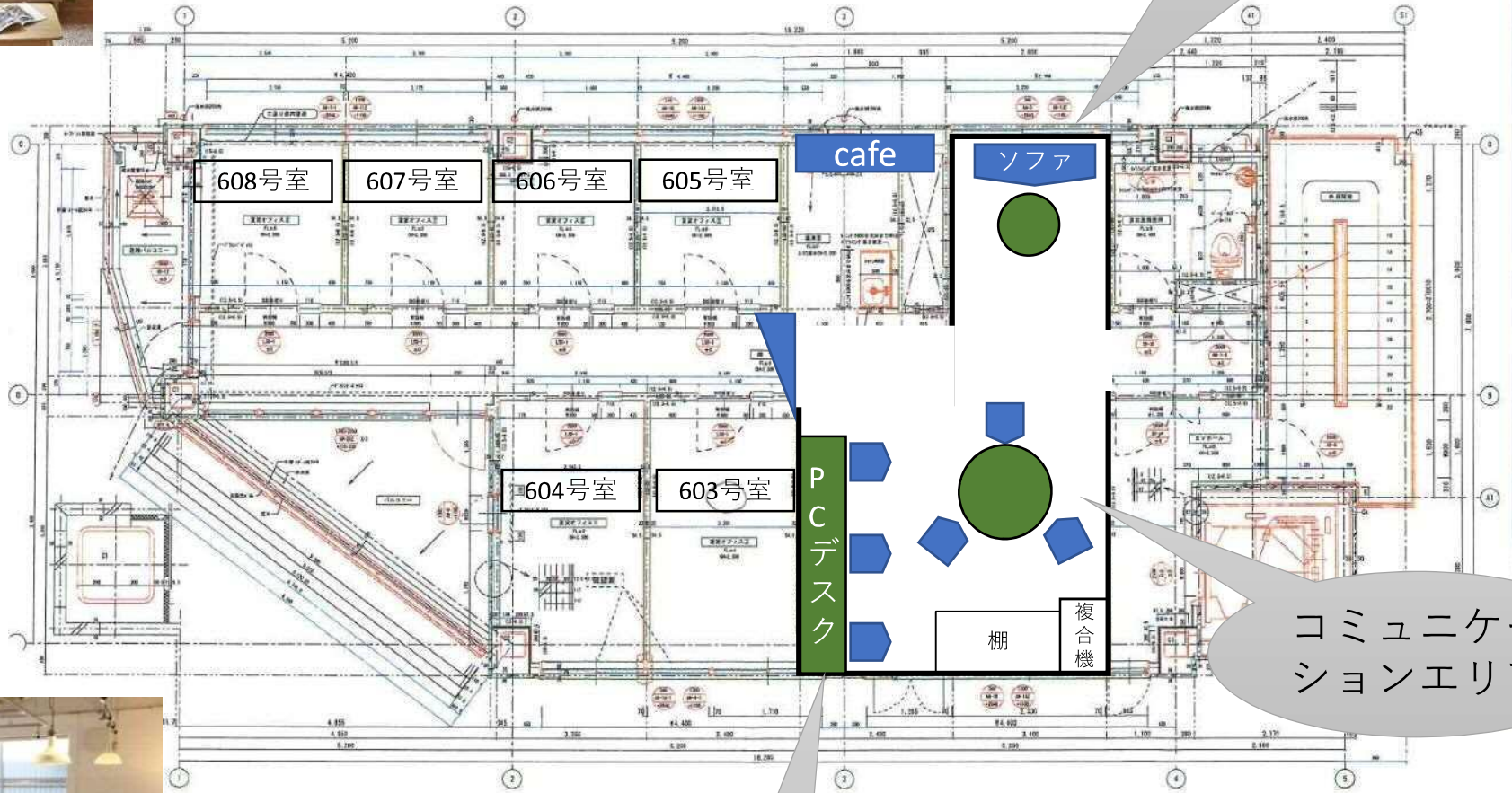
5. 経費

14,166千円

（内訳）工事費	5,000千円
備品・消耗品	4,000千円
選任コンサルタント（2名）	4,666千円
広告等	500千円



リラックスエリア
※ 子連れ歓迎



コミュニケー
ションエリア



ワーク
エリア



品川区立創業支援施設条例新旧対照表

新	旧																
<p>(設置)</p> <p>第1条 品川区内における創業の支援ならびに中小企業の新分野への進出および事業の拡張の支援ならびに経営基盤の強化の促進を図るため、品川区立創業支援施設（以下「支援施設」という。）を設置する。</p> <p>(名称および所在地)</p> <p>第2条 支援施設の名称および所在地は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>品川区立天王洲創業支援センター</td> <td>東京都品川区東品川二丁目2番25号</td> </tr> <tr> <td>品川区立西大井創業支援センター</td> <td>東京都品川区西大井一丁目1番2号</td> </tr> <tr> <td>品川区立武蔵小山創業支援センター</td> <td>東京都品川区小山三丁目27番5号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	品川区立天王洲創業支援センター	東京都品川区東品川二丁目2番25号	品川区立西大井創業支援センター	東京都品川区西大井一丁目1番2号	品川区立武蔵小山創業支援センター	東京都品川区小山三丁目27番5号	<p>(設置)</p> <p>第1条 品川区内における創業の支援ならびに中小企業の新分野への進出および事業の拡張の支援ならびに経営基盤の強化の促進を図るため、品川区立創業支援施設（以下「支援施設」という。）を設置する。</p> <p>(名称および所在地)</p> <p>第2条 支援施設の名称および所在地は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>品川区立天王洲創業支援センター</td> <td>東京都品川区東品川二丁目2番25号</td> </tr> <tr> <td>品川区立西大井創業支援センター</td> <td>東京都品川区西大井一丁目1番2号</td> </tr> <tr> <td>品川区立武蔵小山創業支援センター</td> <td>東京都品川区小山三丁目27番5号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	品川区立天王洲創業支援センター	東京都品川区東品川二丁目2番25号	品川区立西大井創業支援センター	東京都品川区西大井一丁目1番2号	品川区立武蔵小山創業支援センター	東京都品川区小山三丁目27番5号
名称	所在地																
品川区立天王洲創業支援センター	東京都品川区東品川二丁目2番25号																
品川区立西大井創業支援センター	東京都品川区西大井一丁目1番2号																
品川区立武蔵小山創業支援センター	東京都品川区小山三丁目27番5号																
名称	所在地																
品川区立天王洲創業支援センター	東京都品川区東品川二丁目2番25号																
品川区立西大井創業支援センター	東京都品川区西大井一丁目1番2号																
品川区立武蔵小山創業支援センター	東京都品川区小山三丁目27番5号																
<p>(施設)</p> <p>第3条 支援施設には、別表のとおり事務室、共同事務室、店舗、<u>交流室</u>および会議室を設ける。</p> <p>(使用者の要件)</p> <p>第4条 事務室、共同事務室および店舗（以下「事務室等」という。）<u>ならびに交流室（以下これらを「創業居室」という。）</u>を使用する者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。ただし、区長は、特に必要があると認めるときは、要件の一部を変更することができる。</p> <p>(1) <u>創業居室</u>において創業する者または次のいずれかの目的で<u>創業居室</u>を使用する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であること。</p> <p>ア 現に営んでいる分野と別の分野への進出</p> <p>イ 事業の拡張</p> <p>ウ 経営基盤の強化</p> <p>(2) 使用料の支払能力を有すること。</p>	<p>(施設)</p> <p>第3条 支援施設には、別表のとおり事務室、共同事務室、店舗および会議室を設ける。</p> <p>(使用者の要件)</p> <p>第4条 事務室、共同事務室および店舗（以下「事務室等」という。）を使用する者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。ただし、区長は、特に必要があると認めるときは、要件の一部を変更することができる。</p> <p>(1) <u>事務室等</u>において創業する者または次のいずれかの目的で<u>事務室等</u>を使用する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であること。</p> <p>ア 現に営んでいる分野と別の分野への進出</p> <p>イ 事業の拡張</p> <p>ウ 経営基盤の強化</p> <p>(2) 使用料の支払能力を有すること。</p>																

新	旧
<p>(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める要件を備えていること。</p> <p>2 会議室を使用する者は、次の各号に掲げる要件のいずれかを備えていなければならない。</p> <p>(1) 第6条第2項の規定により<u>創業居室</u>の使用の承認を受けていること。</p> <p>(2) 地域産業の活性化に寄与する事業を行っていること。</p> <p>(募集方法)</p> <p>第5条 <u>創業居室</u>を使用する者の募集方法は、公募によるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、区長は、規則で定める者に対しては、公募を行わないで<u>創業居室</u>を使用させることができる。</p> <p>(使用手続等)</p> <p>第6条 <u>創業居室</u>または会議室を使用しようとする者は、規則で定めるところにより区長に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 区長は、前項の申請を受けたときは、規則で定めるところにより使用の承認をするものとする。</p> <p><u>3 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を承認しない。</u></p> <p><u>(1) 公益を害するおそれがあると認めるとき。</u></p> <p><u>(2) 秩序を乱すおそれがあると認めるとき。</u></p> <p><u>(3) 支援施設を第1条の目的以外の用途に使用するおそれがあると認めるとき。</u></p> <p><u>(4) その他管理上支障があると認めるとき。</u></p> <p><u>4 区長は、<u>創業居室</u>または会議室の使用を承認するに際して、管理上必要な条件を付けることができる。</u></p> <p>(事務室の使用期間)</p> <p>第7条 品川区立天王洲創業支援センターおよび品川区立西大井創業支援センターの事務室の使用期間は、2年以内とする。ただし、区長が特に必要があると認めるときは、1回につき2年を超えない範囲内で4回まで更新することができる。</p> <p>2 品川区立武蔵小山創業支援センターの事務室の使用期間は、2年以内とする。ただし、区長が特に必要があると認めるときは、2年を超えない範囲内</p>	<p>(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める要件を備えていること。</p> <p>2 会議室を使用する者は、次の各号に掲げる要件のいずれかを備えていなければならない。</p> <p>(1) 第6条第2項の規定により<u>事務室等</u>の使用の承認を受けていること。</p> <p>(2) 地域産業の活性化に寄与する事業を行っていること。</p> <p>(募集方法)</p> <p>第5条 <u>事務室等</u>を使用する者の募集方法は、公募によるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、区長は、規則で定める者に対しては、公募を行わないで<u>事務室等</u>を使用させることができる。</p> <p>(使用手続)</p> <p>第6条 <u>事務室等</u>または会議室を使用しようとする者は、規則で定めるところにより区長に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 区長は、前項の申請を受けたときは、規則で定めるところにより使用の承認をするものとする。</p> <p><u>3 区長は、<u>事務室等</u>または会議室の使用を承認するに際して、管理上必要な条件を付けることができる。</u></p> <p>(事務室の使用期間)</p> <p>第7条 品川区立天王洲創業支援センターおよび品川区立西大井創業支援センターの事務室の使用期間は、2年以内とする。ただし、区長が特に必要があると認めるときは、1回につき2年を超えない範囲内で4回まで更新することができる。</p> <p>2 品川区立武蔵小山創業支援センターの事務室の使用期間は、2年以内とする。ただし、区長が特に必要があると認めるときは、2年を超えない範囲内</p>

新	旧
<p>で1回に限り更新することができる。</p> <p>(共同事務室<u>および店舗</u>の使用期間)</p> <p>第8条 共同事務室<u>および店舗</u>の使用期間は、1年以内とする。ただし、区長が特に必要があると認めるときは、1回につき1年を超えない範囲内で2回まで更新することができる。</p> <p>(<u>交流室</u>の使用期間)</p> <p>第9条 <u>交流室</u>の使用期間は、<u>1カ月を単位として1年以内</u>とする。ただし、区長が特に必要があると認めるときは、1回につき1年を超えない範囲内で2回まで更新することができる。</p> <p>(保証金)</p> <p>第10条 第6条第2項の規定により事務室等の使用の承認を受けた者（以下「事務室等使用者」という。）は、使用の前に保証金として使用料の3カ月分（使用期間が1年未満の場合にあっては1カ月分）に相当する金額を納付しなければならない。</p> <p>2 保証金は、事務室等を明け渡した後に還付する。ただし、未納の使用料または原状回復に要する費用があるときは、保証金のうちから控除する。</p> <p>3 保証金には、利子を付けない。</p> <p>(使用料)</p> <p>第11条 事務室等の使用料は、別表に定める額の範囲内において規則で定める。</p> <p>2 事務室等使用者は、毎月末日までに、当月分の使用料を納付しなければならない。</p> <p>3 第6条第2項の規定により<u>交流室の使用の承認を受けた者（以下「交流室使用者」という。）</u><u>および</u>会議室の使用の承認を受けた者（以下「会議室使用者」という。）は、別表に定める額の範囲内において規則で定める使用料を前納しなければならない。</p> <p>4 既納の使用料は、返還しない。ただし、区長が特別の理由があるとき認めるときは、その全部または一部を返還することができる。</p> <p>(使用料の減免等)</p>	<p>で1回に限り更新することができる。</p> <p>(共同事務室の使用期間)</p> <p>第8条 共同事務室の使用期間は、1年以内とする。ただし、区長が特に必要があると認めるときは、1回につき1年を超えない範囲内で2回まで更新することができる。</p> <p>(<u>店舗</u>の使用期間)</p> <p>第9条 <u>店舗</u>の使用期間は、<u>1年以内</u>とする。ただし、区長が特に必要があると認めるときは、1回につき1年を超えない範囲内で2回まで更新することができる。</p> <p>(保証金)</p> <p>第10条 第6条第2項の規定により事務室等の使用の承認を受けた者（以下「事務室等使用者」という。）は、使用の前に保証金として使用料の3カ月分（使用期間が1年未満の場合にあっては1カ月分）に相当する金額を納付しなければならない。</p> <p>2 保証金は、事務室等を明け渡した後に還付する。ただし、未納の使用料または原状回復に要する費用があるときは、保証金のうちから控除する。</p> <p>3 保証金には、利子を付けない。</p> <p>(使用料)</p> <p>第11条 事務室等の使用料は、別表に定める額の範囲内において規則で定める。</p> <p>2 事務室等使用者は、毎月末日までに、当月分の使用料を納付しなければならない。</p> <p>3 第6条第2項の規定により会議室の使用の承認を受けた者（以下「会議室使用者」という。）は、別表に定める額の範囲内において規則で定める使用料を前納しなければならない。</p> <p>4 既納の使用料は、返還しない。ただし、区長が特別の理由があるとき認めるときは、その全部または一部を返還することができる。</p> <p>(使用料の減免等)</p>

新	旧
<p>第12条 区長は、規則で定めるところにより使用料を減額し、もしくは免除し、または使用料の徴収を猶予することができる。</p>	<p>第12条 区長は、規則で定めるところにより使用料を減額し、もしくは免除し、または使用料の徴収を猶予することができる。</p>
<p>(費用負担)</p>	<p>(費用負担)</p>
<p>第13条 事務室等の使用に係る次に掲げる費用は、事務室等使用者の負担とする。</p>	<p>第13条 事務室等の使用に係る次に掲げる費用は、事務室等使用者の負担とする。</p>
<p>(1) 事務室にあつては、電気、ガスおよび上下水道の使用料</p>	<p>(1) 事務室にあつては、電気、ガスおよび上下水道の使用料</p>
<p>(2) 廃棄物の処理に要する費用</p>	<p>(2) 廃棄物の処理に要する費用</p>
<p>(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が指定する費用</p>	<p>(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が指定する費用</p>
<p>(転貸等の禁止)</p>	<p>(転貸等の禁止)</p>
<p>第14条 事務室等使用者および交流室使用者(以下「創業居室使用者」という。)は、使用の承認を受けた創業居室を転貸し、またはその使用の権利を譲渡してはならない。</p>	<p>第14条 事務室等使用者は、使用の承認を受けた事務室等を転貸し、またはその使用の権利を譲渡してはならない。</p>
<p>(使用権の承継)</p>	<p>(使用権の承継)</p>
<p>第15条 区長は、前条の規定にかかわらず、相続、合併等により創業居室を使用する権利を承継する必要があると認めるときは、これを許可することができる。</p>	<p>第15条 区長は、前条の規定にかかわらず、相続、合併等により事務室等を使用する権利を承継する必要があると認めるときは、これを許可することができる。</p>
<p>(届出事項)</p>	<p>(届出事項)</p>
<p>第16条 創業居室使用者は、企業名の変更、法人格の取得その他規則で定める事由が生じたときは、区長に届け出なければならない。</p>	<p>第16条 事務室等使用者は、企業名の変更、法人格の取得その他規則で定める事由が生じたときは、区長に届け出なければならない。</p>
<p>(許可事項)</p>	<p>(許可事項)</p>
<p>第17条 創業居室使用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、区長の許可を受けなければならない。</p>	<p>第17条 事務室等使用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、区長の許可を受けなければならない。</p>
<p>(1) 第6条第2項の規定により使用の承認を受けた事項を変更しようとするとき。</p>	<p>(1) 第6条第2項の規定により使用の承認を受けた事項を変更しようとするとき。</p>
<p>(2) 創業居室を1カ月以上使用しないとき。</p>	<p>(2) 事務室等を1カ月以上使用しないとき。</p>
<p>(3) 事務室等に模様替えその他の工作を加えようとするとき。</p>	<p>(3) 事務室等に模様替えその他の工作を加えようとするとき。</p>
<p>(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事由が生じたとき。</p>	<p>(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事由が生じたとき。</p>
<p>(使用の承認の取消し)</p>	<p>(使用の承認の取消し)</p>

新	旧																						
<p>第18条 区長は、創業居室使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の承認を取り消すことができる。</p> <p>(1) 不正行為により使用の承認を受けたとき。</p> <p>(2) 正当な事由がなく事務室等の使用料を3カ月以上（使用期間が1年未満の場合にあつては1カ月以上）滞納したとき。</p> <p>(3) 創業居室を故意または重大な過失により損傷したとき。</p> <p>(4) 創業居室をその目的以外の用途に使用したとき。</p> <p>(5) この条例またはこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、区長が創業居室の管理上必要があると認めたととき。</p> <p>2 創業居室使用者は、前項の規定により使用の承認を取り消されたときは、区長が指定する期日までに（交流室の使用の承認を取り消された場合にあつては、直ちに）、創業居室を原状に回復したうえで、明け渡さなければならない。この場合において、当該使用者は、損害賠償その他の請求をすることができない。</p> <p>（損害賠償）</p> <p>第19条 創業居室使用者または会議室使用者は、使用に際して創業居室または会議室に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めたとときは、この限りでない。</p> <p>（委任）</p> <p>第20条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p> <p>別表（第3条、第11条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>種別</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>品川区立天王洲創業支援センター</td> <td>事務室</td> <td>月額 236,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">品川区立西大井創業支援センター</td> <td>事務室</td> <td>月額 234,300円</td> </tr> <tr> <td>共同事務室</td> <td>月額 35,100円</td> </tr> </tbody> </table>	名称	種別	使用料	品川区立天王洲創業支援センター	事務室	月額 236,000円	品川区立西大井創業支援センター	事務室	月額 234,300円	共同事務室	月額 35,100円	<p>第18条 区長は、事務室等使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の承認を取り消すことができる。</p> <p>(1) 不正行為により使用の承認を受けたとき。</p> <p>(2) 正当な事由がなく使用料を3カ月以上（使用期間が1年未満の場合にあつては1カ月以上）滞納したとき。</p> <p>(3) 事務室等を故意または重大な過失により損傷したとき。</p> <p>(4) 事務室等をその目的以外の用途に使用したとき。</p> <p>(5) この条例またはこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、区長が事務室等の管理上必要があると認めたととき。</p> <p>2 事務室等使用者は、前項の規定により使用の承認を取り消されたときは、区長が指定する期日までに、事務室等を原状に回復したうえで、明け渡さなければならない。この場合において、当該使用者は、損害賠償その他の請求をすることができない。</p> <p>（損害賠償）</p> <p>第19条 事務室等使用者または会議室使用者は、使用に際して事務室等または会議室に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めたとときは、この限りでない。</p> <p>（委任）</p> <p>第20条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p> <p>別表（第3条、第11条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>種別</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>品川区立天王洲創業支援センター</td> <td>事務室</td> <td>月額 236,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">品川区立西大井創業支援センター</td> <td>事務室</td> <td>月額 234,300円</td> </tr> <tr> <td>共同事務室</td> <td>月額 35,100円</td> </tr> </tbody> </table>	名称	種別	使用料	品川区立天王洲創業支援センター	事務室	月額 236,000円	品川区立西大井創業支援センター	事務室	月額 234,300円	共同事務室	月額 35,100円
名称	種別	使用料																					
品川区立天王洲創業支援センター	事務室	月額 236,000円																					
品川区立西大井創業支援センター	事務室	月額 234,300円																					
	共同事務室	月額 35,100円																					
名称	種別	使用料																					
品川区立天王洲創業支援センター	事務室	月額 236,000円																					
品川区立西大井創業支援センター	事務室	月額 234,300円																					
	共同事務室	月額 35,100円																					

新				旧			
品川区立武蔵小山創業支援センター	事務室	月額	39,000円	品川区立武蔵小山創業支援センター	事務室	月額	39,000円
	店舗	月額	48,000円		店舗	月額	48,000円
	<u>交流室</u>	<u>月額</u>	<u>5,000円</u>		会議室	午前（9時～12時）	900円
	会議室	午前（9時～12時）	900円			午後（1時～4時30分）	1,400円
		午後（1時～4時30分）	1,400円			夜間（5時～9時30分）	2,100円
夜間（5時～9時30分）	2,100円						
<p><u>付 則</u></p> <p><u>1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>2 この条例の施行の日以後の交流室の使用について必要な手続は、同日前においても行うことができる。</u></p>							